

美郷町耐震改修促進計画 (第4期計画)

【令和8年度～令和12年度】

令和8年3月

秋田県仙北郡美郷町

美郷町耐震改修促進計画

目次

美郷町耐震改修促進計画の概要

『計画策定の背景』	1
『計画策定の目的』	2
『計画の位置づけ』	2

第1 美郷町で想定される地震の規模及び被害の状況

1 美郷町で想定される地震	3
2 想定される被害	3
3 想定される被害の特徴	4

第2 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標	5
2 公共建築物の耐震化の現状と目標	6

第3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針	9
2 耐震化の促進を図るための支援策	9
3 耐震診断・改修を行うための環境整備	9
4 地震時の総合的な安全対策	10
5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	10
6 重点的に耐震化すべき区域の設定	10

第4 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震防災マップの作成・公表及び活用	11
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	11
3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	11

4	家具の転倒防止策の推進	1 1
5	自主防災組織等との連携	1 2
第5	その他耐震化促進に関し必要な事項	1 2

美郷町耐震改修促進計画の概要

『計画策定の背景』

平成7年に発生した阪神・淡路大震災において、住宅・建築物の倒壊等により多数の人命が犠牲になったこと、また、特に昭和56年の建築基準法改正における「新耐震基準(※1)」以前の建築物の被害が顕著であったことから、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」という。)(平成7年法律第123号)が制定されました。

平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震による被害状況を受け、建築物の耐震改修(※2)について全国的に緊急かつ優先的に取り組むべき課題と位置付けられ、「耐震改修促進法」が一部改正(平成17年11月17日改正、平成18年1月26日施行)されました。この改正により、国土交通大臣による「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が示され、秋田県では平成19年3月に「秋田県耐震改修促進計画」(以下「県促進計画」という。)を策定しています。

美郷町でも、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、7月の岩手県北部の地震と東北地方で地震が相次いだことから、国の基本方針及び県促進計画を踏まえ、「美郷町耐震改修促進計画」(以下「第1期計画」という。)を平成22年3月に策定し、平成27年度まで耐震化の推進に取り組んできました。

そうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災では、巨大な地震・津波により一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、地震による甚大な被害をもたらしました。東日本大震災では、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的でしたが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生したほか、体育館や音楽ホール等の多数の建築物において天井の脱落により被害が生じるなどしました。

今後も、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震の発生の緊迫性が指摘されており、いつ、どこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。大規模な地震の発生に備え、建築物の地震に対する安全性の向上をより一層促進するため、これまでの取り組みを評価したうえで、「美郷町耐震改修促進計画」(第4期計画)を策定しました。

※1 昭和56年6月1日から施行された建築基準法による構造設計基準。昭和56年以前に建てられた建築物は、それ以降のものに比べて地震に対する安全性が劣っている場合があると考えられます。

※2 地震に対する安全性の向上を目的として行う改修または一部の除却のこと。

『計画策定の目的』

本計画は、地震による建築物等の倒壊や損壊により生ずる人身被害及び物的被害を防止・軽減させるため、既存建築物等の耐震化を計画的に促進することを目的とします。

『計画の位置づけ』

本計画は、国の基本方針に基づき策定された県促進計画を勘案し、災害対策基本法第42条に基づく「美郷町地域防災計画」との整合をはかりながら定めるものです。

なお、本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第1 美郷町で想定される地震の規模及び被害の状況

1 美郷町で想定される地震

美郷町で想定される地震は、東日本大震災が連動型の巨大地震であったことを踏まえ、「秋田県地震被害想定調査(平成25年8月)」において想定された27パターンのうち、美郷町に直接影響があると想定される7パターンの中から最大の被害が想定される「横手盆地真昼山地連動地震」を想定しました。

表1

想定地震	最大震度	最大震度の市町村
横手盆地東縁断層帯北部	6強	横手市、大仙市、仙北市、美郷町
横手盆地東縁断層帯南部	6強	横手市、湯沢市、大仙市、美郷町、東成瀬村
真昼山地東縁断層帯北部	6弱	横手市、大仙市、仙北市、美郷町
真昼山地東縁断層帯南部	6弱	横手市、大仙市、美郷町
横手盆地真昼山地連動	7	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、東成瀬村
秋田仙北地震震源北方 秋田仙北地震連動	7	横手市、大仙市、仙北市、美郷町、東成瀬村
北上低地西縁断層帯	6弱	横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、東成瀬村

2 想定される被害

被害が最大となる「冬の深夜(午前2時)」を想定しています。

表2

	建物被害			人的被害		避難者数
	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	4日後
	棟	棟	棟	人	人	人
美郷町	9,828	4,857	206	671	2,147	12,322
秋田県	72,594	62,000	1,034	4,524	18,183	152,464

3 想定される被害の特徴

「秋田県地震被害想定調査報告書」の調査結果によると、以下のような特徴がみられます。

- ・ 人的被害（死者及び負傷者）のほとんどが建物の倒壊によるものです。
- ・ 冬期は、積雪による荷重により建物倒壊数が増加します。
- ・ 深夜は日中に比べて避難に時間を要するほか、在宅率が高く、建物倒壊等による人的被害が増加します。
- ・ 建物被害によるほか、断水の長期化等により多数の避難者が発生します。

調査結果は、実際に発生する被害量を予測したものではなく、個々の施設や地点を具体的に評価したものではありませんが、上記の被害想定や近年の全国的な地震被害を踏まえ、建物の倒壊による人的被害を防ぐことはもちろんのこと、さらには、被災後の避難者を受け入れる施設を確実に確保することは重要な課題であり、大地震の発生に備え、早急かつ確実な耐震化の推進に努めなければなりません。

第2 住宅・公共建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化の現状と目標

美郷町では本計画の第3期計画において、令和7年度末までに耐震性を有する住宅を95.0%とすることを目標とし、耐震診断及び耐震改修に取り組んできました。

令和5年の住宅・土地統計調査及び国における住宅の耐震化の状況を参考とした場合、美郷町の住宅の耐震化の状況は表3のとおりとなり、住宅総数約4,580戸（居住世帯）のうち、約3,694戸（約80.7%）が耐震性を有していると推計されます。

また、現状のペースで耐震化（改築・新築含む）が進んだ場合、令和7年度末時点では82.1%、第4期計画の最終年度である令和12年度末時点では85.9%が耐震性を有することになると推計されます。

このように着実に改善の歩みは進めているものの、令和7年度末時点で第3期計画の目標には届いていないこと、また、県促進計画（第4期計画）の目標値との整合性に配慮することを踏まえ、美郷町では引き続き、耐震性を有する住宅を令和12年度末までに95.0%とすることを目標とし、地震被害軽減に向けた環境整備に努めます。

表3 住宅の耐震化の現状と推計

住宅 総数	S56以降 の住宅数	S55以前 の住宅数	うち耐震性 ありと推計 される住宅数	耐震性ありと 推計される 住宅数	耐震化率 (R5年度)	耐震化率 (R7年度 推計)	耐震化率 (R12年度 推計)
4,580	3,240	1,340	454	3,694	80.7%	82.1%	85.9%

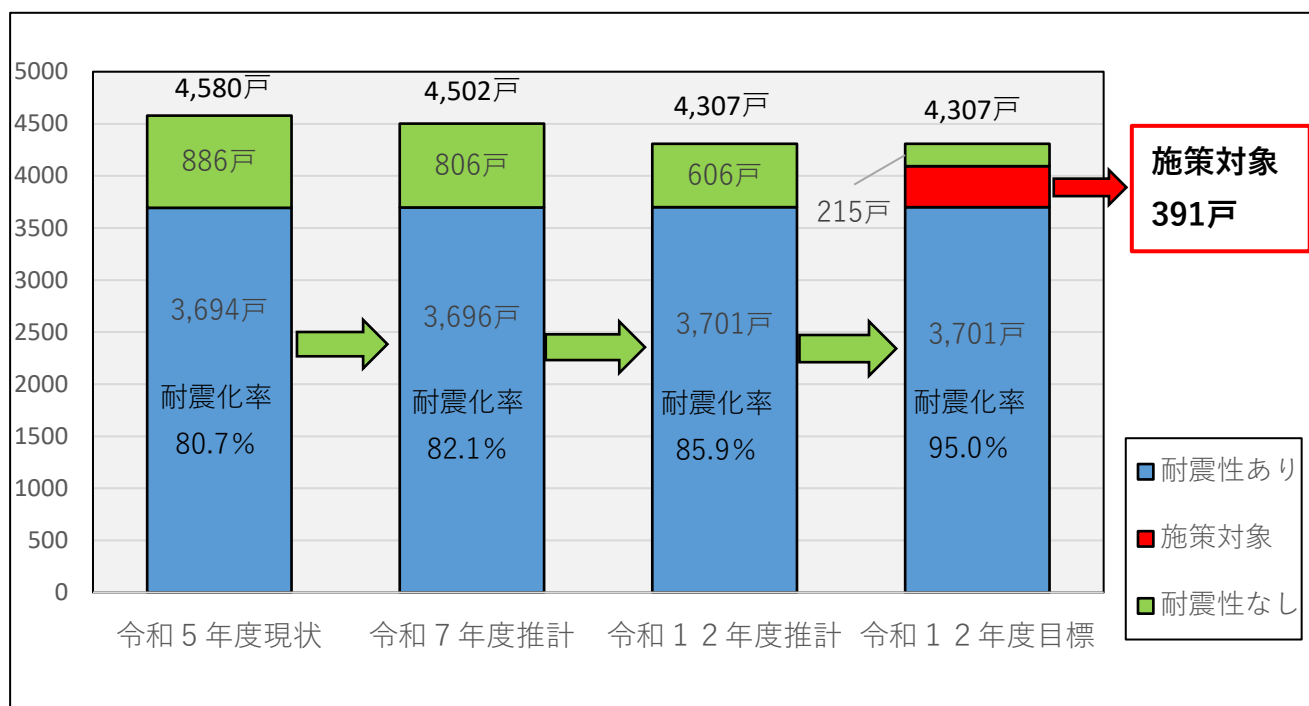
(令和5年 土地・住宅統計調査等に基づく推計値)

表4 住宅の耐震化率の状況と目標値

令和5年度現状 (推計)	令和7年度推計	令和12年度推計	令和12年度目標
80.7%	82.1%	85.9%	95.0%

(令和5年 土地・住宅統計調査等に基づく推計値)

表5 住宅の耐震化の現状、推計及び目標値



2 公共建築物の現状と目標

美郷町の所有する建築物において、耐震改修促進法第6条第1項に規定する特定建築物については、現状調査及び国における耐震化の状況を参考とした場合、令和6年度末現在、美郷町所有の特定建築物の耐震化の状況は表6のとおりとなり、耐震化率100%を達成しています。

なお、美郷町所有の特定建築物にあたらぬ施設についても平常時の利用者の安全確保、並びに災害時には避難、救護等の防災拠点となりうることを考慮し、必要に応じて耐震化を図ります。

表6 町所有特定建築物の現状と目標値

区分	特定建築物総数					耐震化率 (R7年度)
		S56以前の建築物		S57以降の建築物		
			耐震性有		耐震性有と推計	
学校	4	2	2	2	2	100.0%
体育館	4	3	3	1	1	
公営住宅	7	0	0	7	7	
公益建築物	3	1	1	2	2	
計	18	6	6	12	12	

(令和7年3月31日現在)

表7 特定建築物一覧

用途		耐震改修促進法 第14条第1号、第2号 特定既存耐震不適格 建築物の要件	同法第15条第2項 指示対象となる特定既存 耐震不適格建築物の要件	同法附則第3条第1項 ※義務化対象は旧耐震建築物 耐震診断義務化の 対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程、若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上

(秋田県耐震改修促進計画より引用)

第3 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震化促進に係る基本的な取り組み方針

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

美郷町は、所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や費用負担の軽減のための施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取り組み方針とします。

2 耐震化の促進を図るための支援策

建築物の耐震化は、所有者等の責任において実施することが前提となりますが、耐震診断・耐震改修に必要な費用の負担が耐震化の促進にあたっての阻害要因となっていると考えられます。美郷町において、耐震性を有していない戸建住宅のほとんどが木造であると推定されていることから、平成22年度に木造戸建住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度を創設しています。また、平成29年度には耐震診断費用の補助率を高め、平成30年度には町内業者が耐震改修工事を施工した場合に補助率を高めるなど制度の拡充を図っています。

今後も多様な手段、方法により積極的な制度の普及啓発に努めます。

3 耐震診断・改修を行うための環境整備

耐震相談窓口を設置し、住宅の耐震化に必要な技術者の情報を提供（秋田県耐震診断・改修講習会受講修了者名簿の公開等）するとともに、耐震化の費用や助成制度の内容についての相談に対応します。

4 地震時の総合的な安全対策

住宅の耐震化と平行して、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス・天井等の落下防止対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な安全対策についての啓発活動を行うよう努めます。

5 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

次の建築物を優先的に耐震化に着手すべき建築物として設定し、早期に耐震化を図るよう努めます。

- (1) 美郷町地域防災計画に指定された防災拠点施設、避難施設及び施設に至る沿道のブロック塀
- (2) 美郷町地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の建築物及びブロック塀

6 重点的に耐震化すべき区域の設定

美郷町地域防災計画に指定された緊急輸送道路沿道の区域を重点的に耐震化すべき区域として指定します。

第4 住宅・建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1 地震防災マップの作成・公表及び活用

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識し、地震防災対策に積極的に取り組むためのものとして、発生のおそれがある地震の概要と、地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）を平成23年3月に作成しました。

地震防災マップの作成により、住宅・建築物に対する地震防災意識の向上及び耐震化率向上に向け、引き続き情報提供や耐震化促進に取り組めます。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実

耐震相談窓口で、「誰でもできるわが家の耐震診断」（日本防災協会）等の簡易な耐震診断方法を配布し、啓発活動を行います。また、防災関連記事等の町広報紙への掲載や町ホームページへの掲載、SNS等での発信に努め、美郷町民の防災意識の向上に努めます。

また、各種融資制度や「住宅に係る固定資産税の減額」といった耐震改修促進税制等の所有者の費用負担軽減に係る情報提供を行います。

3 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事や増改築は耐震改修を実施する好機であり、これらの工事と併せて耐震改修を実施することで費用面でのメリットがあることから、町広報紙や町ホームページなどを通じて情報提供に努めます。

4 家具の転倒防止策の推進

室内での居住者被害を防ぎ、安全な避難経路を確保するためにも、家具等を固定する

ことは効果の高い地震対策です。パンフレット等を利用し、自らできる地震対策の普及を図ります。

5 自主防災組織等との連携

自主防災組織や行政区等への情報提供を積極的に行い、地域における防災活動の支援に努めます。

第5 その他耐震化促進に関し必要な事項

本計画は耐震化の進捗状況や社会情勢の変化を勘案し、適宜見直しを行うこととします。